

さ情審査答申第290号
令和7年3月24日

さいたま市長 清水勇人様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 池上純一

答申書

令和6年3月22日付けで貴職から受けた、「東武鉄道と話をした記録（工事等も含め全て）の開示をお願い致します。対象文章：七里駅及び南北自由通路と七里駅北側区画整理に関する内容。範囲：2023年12月20日から過去1年間の記録（以下「本件対象行政情報」という。）」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和6年1月4日付け都ま区第2069号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報を開示するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね以下のとおりである。

(1) 条例第7条第3号に該当を理由に、不開示にされています。実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたとの記載があります。

実施機関は条例第7条第3号を、拡大解釈しては悪用しては言わざる得ない。

開示請求により特定した全てのファイルを、非開示にするのは問題がある。これでは条例第1条の目的に反する。

条例第1条（目的）の中に書いてあります。

- ・市民と市が行政情報を共有することにより
- ・市民の市政への参加の促進を図り
- ・市政に対する市民の理解と信頼を深め
- ・公正で透明な開かれた市政の発展に寄与すること

条例を無視している実施機関に不信感を感じます。

過去の東武鉄道と実施機関の会議記録は、開示請求により公開されています。

令和6年1月4日。都ま区第2069号により特定された行政情報の議事録のみ、実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提出されたものと言うのは、条例第7条第3号の悪用である。

七里駅及び南北自由通路は実施機関の事業である。七里駅北側区画整理は民間施行というが95%税金で行われる事業である。東武鉄道の要請があっても公開されるべき行政文書だと言うことは明白である。

審査をし開示をお願いしたい。

(2) 実施機関が弁明書に記載したとおり、秘密又は情報等を第3者に乙に無断で開示、公表、配布及び漏らしてはならない。施行協定書を根拠にしています。この解釈は乙（東武鉄道株式会社）に無断で開示、公表、配布及び漏らしてはならない。と言う意味である。開示しないと言うことではありません。実施機関は弁明書に記載の無いことから、乙（東武鉄道株式会社）に開示の確認はしていません。なんら開示しない理由にならない。

実施機関は施行協定書第15条で定義した内容に特定した行政情報が該当する為に不開示にしたと言うが、特定した行政情報全体を不開示にするのは拡大解釈と言わざる得ない。より秘密性の高い国の要人の警備情報でも開示できない部分以外は開示されます。これは憲法21条で保証されている、知り・意見を言う（表現の自由）の観点からも守られるべきことだからです。

審査庁は開示されない行政情報を審査して頂き開示できる情報を開示させるようお願い致します。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分の内容及び理由

令和5年12月20日付けで、審査請求人より、「東武鉄道と話をした記録（工事等も含め全て）の開示をお願い致します。対象文章：七里駅及び南北自由通路と七里駅北側区画整理に関する内容。範囲：2023年12月2

0日から過去1年間の記録」について、行政情報開示請求書（以下、「本件開示請求」）が提出された。

実施機関では、本件開示請求に係る行政情報の名称又は内容について、計8件の議事録を特定したが、令和6年1月4日付け、都ま区第2069号による行政情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

特定した行政情報の不開示理由として、条例第7条第3号イの実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものであると判断した。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「実施機関は条例第7条第3号を、拡大解釈しては悪用しては言わざるを得ない。開示請求により特定した全てのファイルを、非開示にすることは問題がある。これでは条例第1条の目的に反する。」と主張している。

審査請求人が「過去の東武鉄道と実施機関の会議記録は、開示請求により公開されています」と主張する文書は、令和3年5月19日に審査請求人から行政情報開示請求書（以下「令和3年5月19日の開示請求」という。）が提出され、実施機関で令和3年7月2日付け、都ま区第724号で行政情報一部開示決定（以下「都ま区第724号の処分」という。）を行ったものである。

令和3年5月19日の開示請求については、特定した文書が、東武野田線七里駅橋上駅舎及び南北自由通路設置工事に関する施行協定書（以下「施行協定書」という。）の締結前の内容であること、締結以降の文書であっても具体的な工事の詳細や工程等に係る情報が少ないとから、都ま区第724号の処分により一部開示を行った。

それに対して、本件開示請求にて特定した文書については、鉄道事業者の生産活動の計画や技術上の専門知識等に関する情報も多分に含む打合せの議事録であり、その議事録は、施行協定書の第15条で「甲（さいたま市）は、乙（東武鉄道株式会社）の秘密又は情報等を第三者に乙に無断で開示、公表、配布及び漏洩してはならない。」と定義している『秘密又は情報等』に該当する。そのため、これらの打合せは協定に基づき、両者で公にしない旨の条件のもとに実施していることから、条例第7条第3号に基づき、不開示としたものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和5年12月20日に開示請求を

行った「東武鉄道と話をした記録（工事等も含め全て）の開示をお願い致します。対象文章：七里駅及び南北自由通路と七里駅北側区画整理に関する内容。範囲：2023年12月20日から過去1年間の記録」である。

実施機関は、開示請求内容の行政情報の不開示決定を行った。

審査請求人は本件処分を取り消し、本件対象行政情報を開示するよう求めるとして審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

本件審査請求は、審査請求人が開示を求めた行政情報について実施機関が条例第7条第3号に該当するとして不開示としたことに対して開示を求めるものである。

実施機関は、東武野田線七里駅橋上駅舎及び南北自由通路設置工事（以下「当該工事」という。）の工程会議議事録等を行政情報として特定し、これらを不開示決定としている。

当該工事に関する施行協定書はその第15条第1項で「さいたま市は、東武鉄道株式会社の秘密又は情報等を第三者に東武鉄道株式会社に無断で開示、公表、配布及び漏洩してはならない」と定めている。

実施機関は、本件の開示請求を受けて、東武鉄道株式会社（以下「鉄道会社」という。）に開示の如何について所要の確認をしたが消極的回答であったと当審査会において弁明している。

実施機関は、これらの議事録等は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであるため、条例第7条第3号イの規定に基づき不開示決定したものである。

工程会議及び用地協議において鉄道会社の生産活動の計画や技術上の専門的知識等に関する情報も多分に含むことは容易に理解でき、鉄道会社により公にしないとの条件で議事録等が任意に提供されたとの実施機関の主張は疑義を挟む余地はなく、合理的であると認められる。

また、審査請求人は、開示できない部分以外は開示すべきとの主張をしており、この点について、実施機関に弁明を求めたが議事録等の全体が生産活動の計画や技術上の専門的知識等に関する情報に結びついていて切り分けが難しいとの判断を鉄道会社と確認し不開示としたことである。

以上の通りであるから、当審査会としては当該行政情報不開示について実施機関の判断を是認するところである。

3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 6年 3月 22日	諮詢の受理（諮詢第609号）
②	令和 6年 10月 17日	審議
③	令和 7年 1月 16日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 7年 3月 13日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上 純一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴田 雅幸	行政経験者
委員	中澤 和美	弁護士
委員	水口 匠	弁護士
委員	龍由 紀子	弁護士

（五十音順）